第171期定時株主総会 招集ご通知

■開催概要

<日時>

平成30年6月28日 (木)

午前10時

<場所>

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階ホール (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」を ご参照ください。)

■目 次

第171期定時	株主総会招集ご通知	1
添付書類	事業報告	3
	連結計算書類	25
	計算書類	27
	監査報告	29
株主総会参表	音類	
議案および	「参考事項	
第 1 号詞	義案 剰余金の処分の件	33
第2号詞	養案 取締役6名選任の件	34
第3号詞	義案 監査役1名選任の件	37
株主総会会場	まご案内図	

澁澤倉庫株式会社

株主の皆様へ

東京都江東区永代二丁目37番28号 澁澤倉庫株式会社 取締役社長大隅 毅

第171期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第171期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時

東京証券会館 8階ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第171期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類 の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第171期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.shibusawa.co.jp/ir/stock)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.shibusawa.co.jp/ir/stock)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資の増加や個人消費の回復などを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような経済情勢にあって、物流業界では国内貨物、輸出入貨物の荷動きはともに堅調に推移し、不動産業界では都市部におけるオフィスビルの空室率は低下傾向にあるものの、賃料相場の上昇は小幅に留まり、厳しい状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「Step Up 2019」を策定し、新たな事業戦略のもと積極的な営業活動を展開いたしました。物流事業においては、消費財を中心とした物流センター運営や高付加価値業務の拡大のほか、国内外の拠点における新規営業活動に努め、不動産事業においては、既存施設の計画的な保守および改良工事を実施し、安定的な収益基盤の維持強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、物流事業において消費財を中心に倉庫業務、港湾運送業務、陸上運送業務、国際輸送業務の取扱いが増加したことにより、前期比52億5百万円 (9.0%) 増の632億8千6百万円となりました。営業利益は、物流事業での業務拡大に伴う作業費の増加や、新業務システム稼働に伴う費用、人件費などの増加により、同5千2百万円 (1.5%) 減の33億5千3百万円となりました。経常利益は、受取配当金の増加や、資金調達費用の減少はあったものの、持分法による投資損失が増加したことにより、同9億1千4百万円 (26.8%) 減の24億9千8百万円となり、また、親会社株主に帰属する当期純利益は、同1億4千7百万円 (8.4%) 減の16億6百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は551億3千7百万円(前期比9.0%増)、営業利益は30億8千4百万円(同1.3%増)、経常利益は31億5千5百万円(同1.6%増)、当期純利益は23億9千3百万円(同38.1%増)となりました。

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりでございます。

① 物流事業

倉庫業務は、飲料、食品、日用品などの取扱いが増加し、保管、入出庫、流通加工業務が好調に推移 したことから、営業収益は前期比13億7千8百万円(11.1%)増の138億3千3百万円となりました。

港湾運送業務は、船内荷役業務の取扱いは減少したものの、日用品の輸出入荷捌業務の取扱いが増加 したことにより、営業収益は前期比7億8千万円(14.1%)増の63億1千3百万円となりました。

陸上運送業務は、飲料、日用品、非鉄製品および輸出入貨物の輸配送業務が増加したことにより、営業収益は前期比18億4千7百万円(6.4%)増の307億7千8百万円となりました。

国際輸送業務は、航空貨物、海上貨物ともに輸出入の取扱いが増加したほか、香港、ベトナムにおける海外現地法人の取扱いも増加し、営業収益は前期比9億9千2百万円(27.8%)増の45億6千6百万円となりました。

その他の物流業務は、物流施設賃貸業務の稼働率向上や、通運業務の取扱い増加により、営業収益は前期比1億9千7百万円(9.9%)増の21億8千8百万円となりました。

この結果、物流事業全体の営業収益は前期比51億9千5百万円(9.9%)増の576億8千万円となりました。営業費用は、業務拡大に伴う作業費の増加や施設賃借費用の増加などにより、前期比49億9千8百万円(10.0%)増の551億1千5百万円となりました。以上により、営業利益は前期比1億9千6百万円(8.3%)増の25億6千4百万円となりました。

② 不動産事業

前期中に実施した一部施設の賃料改定による不動産賃貸収入の減少はあったものの、賃貸ビルの工事等に付帯する収入の増加により、営業収益は前期比8百万円 (0.1%)増の56億8千5百万円となりました。営業費用は、賃貸ビルの減価償却費や修繕費が減少し、前期比2千4百万円 (0.9%)減の28億5千9百万円となりました。以上により、営業利益は前期比3千2百万円 (1.2%)増の28億2千5百万円となりました。

企業集団の事業セグメント別営業収益

	×	Î ŝ	分		当期(第 (平成29年4) 平成30年3)	月1日から\	前期(第 (平成28年4 平成29年3	月1日からし	前 期 比 増 減 額 (△ は 減)	前 期 増 減 (△は減)
					営業収益	構成比	営業収益	構成比	(△ /4 /成 /	
					百万円	%	百万円	%	百万円	%
物	流		事	業	57, 680	91. 0	52, 485	90. 2	5, 195	9.9
不	動	産	事	業	5, 685	9. 0	5, 677	9.8	8	0.1
		計			63, 365	100.0	58, 162	100.0	5, 203	8.9
セグ	メント間の	内部営業	収益又	は振替高	△79	_	△81	_	1	_
連	結 営	業収	益	合 計	63, 286	_	58, 081	_	5, 205	9. 0

物流事業セグメントの業務別営業収益

		区	分			当期(第 (平成29年4) 平成30年3)	月1日から\	前期(第 (平成28年4 平成29年3)	月1日から\	前 期 比 増 減 額 (△は減)	前 期 比 増 減 率 (△ は 減)
						営業収益	構成比	営業収益	構成比	【△は似)	(△ は /映)
						百万円	%	百万円	%	百万円	%
倉	<u>Jī</u>	丰	對		務	13, 833	24.0	12, 455	23. 7	1, 378	11. 1
港	湾	運	送	業	務	6, 313	10.9	5, 532	10.6	780	14. 1
陸	上	運	送	業	務	30, 778	53. 4	28, 931	55. 1	1,847	6.4
国	際	輸	送	業	務	4, 566	7. 9	3, 574	6.8	992	27.8
そ	の他	の	物	流業	務	2, 188	3.8	1, 991	3. 8	197	9. 9
物	流	事	業	合	計	57, 680	100.0	52, 485	100.0	5, 195	9.9

⁽注) 上記の営業収益は、「セグメント間の内部営業収益又は振替高」を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は19億1千4百万円(支払いベース)であります。
- ② 当連結会計年度におきましては、特筆すべき設備投資、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は当連結会計年度に運転資金として、金融機関より長期借入金30億円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、企業活動や個人消費が底堅く推移すると予測されるものの、海外の政治や経済動向による下振れ要因があり、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような事業環境のもと、当社グループは、事業環境の変化に的確に対応し、収益力を高め、企業基盤をより強固なものとするため、中期経営計画「Step Up 2019」で掲げた目標を2019年度(平成31年度)に達成すべく、事業を展開中であります。

特色ある物流企業としての地位を確固たるものにすることを目指し、以下の課題に取り組んでおります。

- ① 国内物流事業における消費財物流の拡充と高付加価値業務の拡大
- ② 海外物流事業における中長期の成長に向けた事業基盤の強化
- ③ 不動産事業における資産価値向上と収益基盤の強化
- ④ 経営基盤の強化促進

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備、人材育成の強化に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させていくほか、環境問題への取組として事業活動における環境負荷の低減に努めます。加えて、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

		区	分		第168期	第169期	第170期	第171期 当連結会計年度
		Δ,	/J		(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)	(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)
営	業	収	益	(百万円)	55, 061	56, 762	58, 081	63, 286
経	常	利	益	(百万円)	2, 689	2,714	3, 413	2, 498
親会当	社株主 期 和	に帰属 も 利	する 益	(百万円)	1, 995	1, 681	1, 753	1,606
1株	当たり	当期純	利益	(円)	26. 25	22. 12	23. 07	105. 63
総	貨	Ĭ	産	(百万円)	98, 021	91, 405	95, 230	96, 903
純	資	Ĭ	産	(百万円)	39, 631	39, 646	41, 797	42, 944

⁽注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

		区	分		第168期	第169期	第170期	第171期 当事業年度
					(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)	(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)
営	業	収	益	(百万円)	47, 564	49, 432	50, 593	55, 137
経	常	利	益	(百万円)	2, 362	2, 372	3, 106	3, 155
当	期	純 利	益	(百万円)	1,826	1, 525	1, 733	2, 393
1株	当たり	当期純	利益	(円)	24. 03	20. 06	22. 80	157. 39
総		資	産	(百万円)	88, 868	82, 294	86, 134	88, 634
純		資	産	(百万円)	36, 411	36, 547	38, 639	40, 626

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、当事業年度の期首に当該株式 併合が実施されたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

	会	社	名		資	本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
澁	澤	陸	運	(株)		百万円	% 100. 0	貨物自動車運送業、倉庫業
<u> </u>								
大	宮	通	運	(株)		45	76. 5	貨物自動車運送業、倉庫業
日	正	運	輸	(株)		100	100. 0	貨物自動車運送業、倉庫業
北	海 澁	澤	物流	(株)		90	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
澁	澤(香	港)	有限公	司		百万HK\$ 10	100. 0	輸出入貨物の取扱事業、倉庫業

- (注) 1. 大宮通運㈱、北海澁澤物流㈱および澁澤(香港)有限公司における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。
 - 2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計8社であります。

(7) **主要な事業内容**(平成30年3月31日現在)

			区		Ź	分				主 要 な 事 業 内 容
				倉		庫	業		務	寄託を受けた貨物の倉庫保管、庫入・庫出作業および付帯業務
				港	湾	運	送	業	務	港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌業務
物	流	事	業	陸	上	運	送	業	務	国内における貨物自動車運送業務および付帯業務
				国	際	輸	送	業	務	国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務および付帯業務
				そ	の他	1 0	物	充 業	務	物流施設賃貸業務、海上運送業務、通運貨物の取扱いおよび付 帯業務
不	動産	事	業							オフィスビル等の賃貸および不動産管理等の業務

(8) **主要な事業所**(平成30年3月31日現在)

① 当社

	名		称			所	1	在	地			4	ž		杉	尓			Ē	f	在		地	
本				社	東	京	都	江	東	区	横		浜		支		店	神	奈	Щ	県	横	浜	市
広	域	営	業	部	東	京	都	江	東	区	北	ŀ	関	東	支	Ī.	店	埼	玉	県	さ	いり	こ ま	市
営	業	開	発	部	東	京	都	江	東	区	中		部		支		店	愛	知	児	ļ	小	牧	市
国	際	営	業	部	東	京	都	江	東	区	大		阪		支		店	大	阪	屠	Ŧ	大	阪	市
不	動		産	部	東	京	都	江	東	区	神		戸		支		店	兵	庫	身	ļ	神	戸	市
引	越	営 業	美支	店	東	京	都	江戸	Щ	区	中	国		九	州	支	店	福	岡	児	ļ	糟	屋	郡
東	京		支	店	東	京	都	江	東	区				_							_			

(注) 平成30年4月1日付組織改訂により、北関東支店を廃止し、所管営業所を再配置いたしました。

② 重要な子会社

	名		称		本 社 所 在 地	主 要 な 営 業 拠 点
澁	澤	陸	運	(株)	東京都江東区	東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、愛知、福井、滋賀、大阪、兵庫、山口
大	宮	通	運	(株)	埼玉県さいたま市	埼玉
日	正	運	輸	(株)	東京都中央区	北海道、新潟、東京、大阪、兵庫、福岡、宮崎
北	海 澁	澤	物流	(株)	北海道札幌市	北海道
澁	澤(香	港)	有 限 公	司	香港	香港

監査報告

(9) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	事	業	部	門		使 用	人	数	前連結会計年度末比増減
物	ì	充	事		業	1,049名	(85名)		12名増 (9名増)
不	動	Ē	É	事	業	28名	(一名)		2名増(1名減)
		i	+			1,077名	(85名)		14名増(8名増)
全	社	(共	通)	58名	(一名)		3名増(一名)
合					計	1,135名	(85名)		17名増(8名増)

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	491名	(21名)				3名均	当 (一	名)			41歳1	1ヵ月				16年	7ヵ月		

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

	借		入	先		借	入	額
シ	ンミ	ブ ケ	-	п —	ン			百万円 14,750
(株)	み	ず	ほ	銀	行			4, 410
日	本	生	命 保	険	(相)			3, 000
(株)	埼	玉 り	そな	銀	行			1, 876
第	_	生	命 保	険	(株)			1,000
農	林	中	央	金	庫			994
Ξ	井信	主 友	信 託	銀行	(株)			897
(株)	三菱	東京	U F	J 銀	行			580

- (注) 1. シンジケートローンは、㈱みずほ銀行を主幹事とするその他25行によるものであります。
 - 2. ㈱三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を㈱三菱UFJ銀行に変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項(平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

48,000,000株

(2) 発行済株式の総数

15,217,747株(自己株式12,863株を含む)

(3) 単元株式数

100株

(4) 株主数

2,877名

(5) 大株主(上位10名)

株	主	名	持株	数	持株	比率
㈱ドンコ	テホーテホールデ	ィングス		千株 1,448		9. 5
東京海	上日動火災	保険㈱		868		5. 7
清	水建	段 (株)		749		4.9
みずほ信託 再信託受言	:銀行㈱退職給付信託 る 任者 資産管理サービス	みずほ銀行口 に信託銀行㈱		749		4.9
F -	ア 再 保	険 (株)		652		4. 3
(学)	帝京	大 学		415		2.7
中央	不動	産(株)		411		2.7
(株) 埼	玉 り そ な	銀 行		400		2.6
日 本	ぜオ	ン (株)		334		2. 2
日本マスタ	ワートラスト信託銀行(㈱(信託口)		323		2. 1

⁽注) 持株比率は自己株式(12,863株)を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日付で定款変更を実施いたしました。これにより、普通株式の単元株式数は1,000株から100株に、普通株式の発行可能株式総数は240,000,000株から48,000,000株となりました。また、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、普通株式の発行済株式の総数は76,088,737株から15,217,747株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成30年3月31日現在)

会社における地位	J	氏 名	ı	担当および重要な兼職の状況
※取締役会長	今 =	井善惠	-	全社業務総攬
※ 取 締 役 社 長 兼社長執行役員	大「	隅	毅	物流営業部門管掌
※ 取締役副社長 兼副社長執行役員	柏」	原治	ì 樹	不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
取 締 役 兼常務執行役員	真	鍋雅	信	大阪支店長
取 締 役 兼常務執行役員	和	田康	政	東京支店長
取 締 役 兼常務執行役員	増	田裕	宣	神戸支店長
取 締 役	笠 」	原伸	次	
取 締 役	齋 淳	藤秀	; —	ガバナンス関連事項担当
取 締 役	松;	本 俳	也也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士 ㈱インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属㈱ 社外取締役
取 締 役	坪	井 釺	兒	
常勤監査役	Л -	上差	夫	
監 査 役	福	嶋 邦	雄	
監 査 役	庄(籠 —	允	庄籠税理士事務所 税理士
監 査 役	志々	目員	史	志々目法律事務所 弁護士 (㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役
監 査 役	松;	波	寛	

- (注) 1. ※印は代表取締役であることを示しております。
 - 2. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、社外取締役であります。 なお、当社は取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。
 - 3. 監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏は、社外監査役であります。 なお、当社は監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役庄籠一允氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 5. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏ならびに監査役庄籠一允および志々目昌史の両氏は、「当社株式の大量取得行為 に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。
- 6. 取締役和田康政および増田裕宣の両氏は、平成29年6月29日開催の第170期定時株主総会において、新たに取締役に選任 され、就任いたしました。
- 7. 取締役坪井鈴兒氏は、平成29年6月23日付で㈱リンコーコーポレーションの特別顧問を退任いたしました。
- 8. 平成30年4月1日付で、取締役の担当に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

氏	名	異動後	異動前
真鍋 雅	推信	取締役兼常務執行役員	取締役兼常務執行役員 大阪支店長
和田 康	長政	取締役兼常務執行役員	取締役兼常務執行役員 東京支店長

(ご参考)

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

(平成30年4月1日現在)

	会社	上にお	ける均	也位			氏	名		担	当
常	務	執	行	役	員	大	橋	弘	幸	不動産部長	
上	級	執	行	役	員	I.	藤	慎	=	総務部長	
執	:	行	役		員	梶	原		隆	物流営業部門管掌役員補佐 ベトナム事業担当	
執	:	行	役		員	Щ	П	輝	明	引越営業支店長	
執	:	行	役		員	門	澤	秀	樹	営業管理部長	
執	:	行	役		員	星		正	俊	財経部長	
執	:	行	役		員	森			進	大阪支店長	
執	3	行	役		員	石	井	啓	志	横浜支店長	
執	3	行	役		員	平	Щ	仁	可	中部支店長	
執	:	行	役		員	菅	野	康	弘	人事部長	
執	:	行	役		員	青	野	宣	昭	情報システム部長	

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区		分	人	数	報	酬	等	の	額
取	締	役		10名	218百万円				
監	查	役		5名	41百万円				
合	合 計			15名			260 ī	百万円	

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内(使用人分給与を含まない)」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。
 - 2. 人数および報酬等の額には、社外取締役2名および社外監査役3名に対する報酬等の総額27百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役松本伸也氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー代表弁護士であります。当社と丸の内総合法律事務所との間には特別の関係はありません。

監査役庄籠一允氏は、庄籠税理士事務所の税理士であります。当社と庄籠税理士事務所との間には 特別の関係はありません。

監査役志々目昌史氏は、志々目法律事務所の弁護士であります。当社と志々目法律事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役松本伸也氏は、㈱インプレスホールディングスの社外監査役および大平洋金属㈱の社外取締役を兼務しております。当社と㈱インプレスホールディングスおよび大平洋金属㈱との間には特別の関係はありません。

監査役志々目昌史氏は、㈱横河ブリッジホールディングスの社外監査役を兼務しております。当社と㈱横河ブリッジホールディングスとの間には特別の関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況
 - (a) 取締役会および監査役会への出席状況

							取	取締役会(20回開催)			監 査 役 会 (14 回 開 催))				
							出	席	口	数	出	席	率	出	席	口	数	出	席	率
取	締	役	松	本	伸	也			18	回 3		90	% . 0			_	П		-	% -
取	締	役	坪	井	鈴	兒			20)		100	. 0			_			-	_
監	查	役	庄	籠	_	允			20)		100	. 0			14			100.	0
監	查	役	志々	月	昌	史			20)		100	. 0			14			100.	0
監	查	役	松	波		寛			20)		100	. 0			14			100.	0

(b) 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役松本伸也氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、必要に応じ発言を 行っております。
- ・取締役坪井鈴兒氏は、物流業界における知識と経験を活かして、取締役会において、必要に応じ発 言を行っております。
- ・監査役庄籠一允氏は、主に税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、必要に応じ発言を行っております。
- ・監査役志々目昌史氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、 必要に応じ発言を行っております。
- ・監査役松波寛氏は、金融関係の知識と経験を活かして、取締役会および監査役会において、必要に 応じ発言を行っております。

監査報告

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、現行定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

41百万円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を 明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、当年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認める場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含みます。)の規定によるものに限ります。)を受けております。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、平成30年3月30日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」 (取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制)を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社(以下「当社グループ」という。)の役職員<u>およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者(以下「役職員等」という。)</u>が遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会(委員長:取締役社長)を設置し、コンプライアンスへの取組を強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- i)「行動規範」の管理と改訂の立案
- ii) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- iii) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- iv) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- v) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- vi)法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- vii)活動状況、決議事項および問題点の経営執行会議および取締役会への報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として環境・品質管理室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。
 - i) 「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化
 - ii) 取締役(社外取締役を除く)、上級執行役員以上の執行役員<u>および監査役(社外監査役を除く)</u> を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議
 - iii) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
 - iv)経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
 - v) 執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。 なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ 対応します。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重します。 監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないも のとします。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 当社グループの取締役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査役に報告するよう 取り決め、これを実施します。
 - i) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ii) 毎月の経営状況に関する事項
 - iii) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - iv) 重大な法令違反・定款違反
 - v) ヘルプラインによる通報状況および内容
 - vi) その他取締役および職員が重要と判断した事項

なお、当社の監査役へ報告を行った取締役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対

無重技は、重要な云巌に参加し息兄を処へることもに、代表取締役と定期的に云古をもら、云社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとします。

- ⑨ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - i) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
 - ii) 当社の代表取締役、執行役員を兼務する取締役、上級執行役員以上の執行役員、監査役(社外監査役を除く) および国内連結子会社の取締役社長は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
 - iii) 当社子会社各社の取締役社長<u>(ただし、海外子会社は国際営業部長)</u>は、関係会社報告会において、当社の<u>代表取締役、ガバナンス関連事項担当取締役</u>および<u>監査役(社外監査役を除く)</u>に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。
 - iv) 海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長は、海外関係会社報告会において、当社の代表取締役、 ガバナンス関連事項担当取締役および監査役(社外監査役を除く)に対し、業況について年2回 報告するとともに、当面の課題について協議します。
 - <u>v</u>) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、 関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運 用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。
 - <u>vi)</u>当社グループの監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかって おります。
 - <u>vii)</u>当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。
- ⑩ 反社会的勢力に対する対応方針
 - i) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮 断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。
 - ii) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

役職員等が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を適宜開催し、問題点の検討と解決策の討議を 行い、重要事項を取締役会に報告いたしました。
- ・取締役会等の議事録、決裁書等その他業務執行に関する文書について、「文書規程」および「文書 取扱要領」に基づいて保存および管理しております。また、取締役および監査役が、当該文書を必 要に応じて閲覧できるようにしております。
- ・社内規程により重要事項の具体的判断基準を明確化しており、経営執行会議において重要事項を審議し、効率的な意思決定をはかっております。また、当社グループの中期経営計画について、経営執行会議および取締役会において、月次業績のレビューを実施いたしました。
- ・監査役は、当社グループの役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議に出席して意見を述べております。また、監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携しながら定期的に会議を開催し、効果的な職務遂行をはかっております。監査役は、監査計画に基づき適切に監査を実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成29年6月29日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、(i)物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(ii)物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(iii)健全な財務体質、(iv)専門性を有する人材の育成と確保、(v)取引先との信頼関係、および(vi)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

- ② 基本方針実現のための取組の具体的な内容の概要
 - (a) 基本方針の実現に資する特別な取組の概要

当社は、上記基本方針を実現するため、<u>創業120周年の節目の年を越え、次なる10年へのスタートにあたり、当社の企業理念である「チャレンジ・クリエイト・コオペレイト」の原点に今一度立ち返り、</u>将来の飛躍に向けた新しい取組への挑戦を通じて、収益力向上と成長力強化を果たし、特色ある物流企業としての地位を確固たるものにすることを目指し、3 ヵ年の中期経営計画「Step UP 2019」を2017年度からスタートさせております。

事業戦略としては、(i) 国内物流事業における消費財物流の拡充と高付加価値業務の拡大、(ii) 海外物流事業における中長期の成長に向けた事業基盤の強化、(iii) 不動産事業における資産価値向上と収益基盤の強化、(iv) 経営基盤の強化促進を、それぞれ掲げて、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、平成27年11月「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(i)政策保有株式に関する方針、(ii)取締役の指名・報酬に関する基準、(iii)社外役員の独立性の基準、(iv)株主との対話の方針、(v)資本政策の方針等を定めております。また、複数の社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレート・ガバナンスの強化をはかっております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組の概要

当社は、平成28年5月24日開催の取締役会および平成28年6月29日開催の当社第169期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

③ 具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・ 株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさ に当社の基本方針に沿うものです。 また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様の意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様の意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元に努めてまいります。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大をはかってまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨を当社定款に定めております。

なお、今期の中間配当につきましては、取締役会において決議しており、同期末配当につきましては、 株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議することとしております。

⁽注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満 の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

	科		目			金	額		科			目		金	額
	(資	産 0	(略)						(負	債	の	部)			
流	動		資		産		27, 921	流	動		1		債		24, 488
現	金	及	び	預	金		9, 853	支	払手形	多及で	ド営	業未	払金		5, 148
受	取手形》	及び耳	瓦引 先	未収	金		12, 031	短	期	佳	ŧ	入	金		8,843
有	佃	fi .	証		券		4,000	1	年内	賞 還	子	定の	社 債		7,000
立		替			金		1, 278	IJ	_	フ	ζ.	債	務		30
繰	延	税	金	資	産		270	未	払	法	人	税	等		650
そ		0)			他		490	預		Ŋ)		金		143
貸	倒	引	=	当	金		$\triangle 2$	賞	与	弓		当	金		599
固	定		資		産		68, 980	そ		O.			他		2,073
有	形	固	定	資	産		(49, 960)	固	定		1		債		29, 470
建	物及	じび	構	築	物		30, 228	長	期	佳	ŧ	入	金		20,677
機	械装	置及	V j	重 搬	具		1, 332	IJ	_	フ	<	債	務		84
土					地		17, 699	長	期	預	Į	り	金		4,700
IJ	_	ス	ě	資	産		107	繰	延	税	金	負	債		1,550
そ		0)			他		591	退	職給	付に	- 係	る	負債		2, 454
無	形	固	定	資	産		(2, 291)	そ		0.)		他		3
借		地			権		508	負	債		ŕ	<u> </u>	計		53, 959
ソ	フ	1	ウ	工	ア		1, 578			資 産	の	部)			
ソ	フト	ウェ	アル	反 勘	定		135	株	主		Ì	Ĭ	本		37, 592
そ		0)			他		69	資		本	ζ.		金		7, 847
投	資そ	の 1	他の	資	産		(16, 729)	資	本	乗	1	余	金		5, 683
投	資	有	価	証	券		14, 707	利	益	乗	-	余	金		24, 086
長	期	貸		寸	金		409	自				株	式		$\triangle 23$
差	入	保		E	金		1,011		他の						4, 369
繰	延	税	金	資	産		356		の他有						4, 859
そ		0)			他		283	為	替 換		調		勘定		△333
貸	倒	引		当	金		△39		職給 付						$\triangle 156$
繰	延		資		産		0		支 配			E 持			981
社	債	発		亍	費		0	純	資	産		合	計		42, 944
資	産		合		計		96, 903	負債	及 7	び純	資	産 ′	合 計		96, 903

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	科		目		3	金	額	
	17		Ħ		内	訳	合	計
営	業	収 益	E					63, 286
営	業	原 価	ā					56, 262
	営 業	総	利	益				7, 023
販	売費及び一	般管理費	Ì					3, 669
	営業	į į	利	益				3, 353
営	業外	収 益	E					
	受 取 利	息及び	配当	金		370		
	そ	0)		他		109		480
営	業外	費用	1					
	支 払	5	利	息		264		
	持 分 法 に	よる	投 資 損	失		920		
	そ	0		他		150		1, 335
	経 常	<u> </u>	利	益				2, 498
特	別	利 益	Ē					
	投 資 有	価 証 券	売 却	益		301		
	固 定 資	産産	売却	益		118		419
特	別	損 失	ŧ					
						_		_
	税 金 等 調	整前当	期 純 利	益				2, 918
	法人税、	住 民 税 及	び事業	税		1, 200		
	法 人 移	等	調整	額		47		1, 247
	当 期	純	利	益				1, 670
	非支配株主	こ帰属する	5 当期純利	益				64
	親会社株主	こ帰属する	5 当期純利	益				1, 606

貸借対照表(平成30年3月31日現在)

	科目		金額	科目	金額
	(資産の部)			(負債の部)	
流	動資	産	22, 141	流 動 負 債	20, 919
現	金及び預	金	5, 745	営 業 未 払 金	4,624
受	取 手	形	1, 483	短 期 借 入 金	6, 740
取	引 先 未 収	金	9, 073	1 年 以 内 償 還 社 債	7,000
有	価 証	券	4, 000	リ ー ス 債 務	19
貯	蔵	品	15	未払金	484
立	替	金	1, 254	未 払 費 用	209
前	払費	用	280	未払法人税等	551
繰	延 税 金 資	産	221	前 受 金	698
そ	Ø 71 74	他	66	預り金	60
貸	倒 引 当	金	△0 ••• 400	賞 与 引 当 金	453
固	定資	産	66, 492	そ の 他	78
有建	形 固 定 資	産 物	(45 , 671) 28, 444	固 定 負 債	27, 087
構	築	物物	20, 444 401	長期借入金	19, 025
機	械装	置	263	リース債務	53
車	両 運 搬	具	8	長期 未払金	1
器	具 備	品	265	長期預り金	4, 626
土	/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	地	15, 937	退職給付引当金	1, 896
IJ	ー ス 資	産	67	環境対策引当金	1
建	設 仮 勘	定	281	繰 延 税 金 負 債	1, 482
無	形 固 定 資	産	(2, 255)	負 債 合 計	48, 007
借	地	権	508	(純資産の部)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
施	設 利 用	権	53	株 主 資 本	35, 935
ソ	フトウェ	ア	1, 557	資 本 金	7, 847
ソ	フトウェア仮勘	定	135	資本剰余金	5, 660
投	資その他の資	産	(18, 565)	資本準備金	5, 660
投	資 有 価 証	券	13, 025	利益剰余金	22, 451
関	係 会 社 株	式	3, 374	その他利益剰余金	22, 451
出	資	金	0	特別償却積立金	10
関	係会社出資	金	64	圧縮記帳積立金	872
長	期 貸 付 入 保 証	金	991	別途積立金	10, 000
差長	入 保 証 期 前 払 費	金用	991	繰越利益剰余金	11, 568
長 そ	別 削 払 質	他	58 88	自己株式	△23
貨	倒 引 当	金金	 ∆30	評価・換算差額等	4, 691
操	が う in	並 産	0	その他有価証券評価差額金	4, 691
社	是	費	0	純 資 産 合 計	40, 626
資	産合	計	88, 634	負債及び純資産合計	88, 634

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	4 31		я		金	È	額	
	科		目		内	訳	合	計
営	業	収	益					
	保	管		料		6, 893		
	荷	役		料		6, 442		
	荷	捌		料		10, 204		
1	陸」	_ 運	送	料		24, 661		
	物 流	施 設	賃 貸	料		1,523		
1	不 動	産	賃 貸	料		5, 350		
	そ	0)		他		61		55, 137
営	業	原	価					
	作	業		費		35, 557		
	賃	借		料		2, 784		
1	人	件		費		2, 246		
	減	質	却	費		2, 043		
1	そ	0)		他		6, 124		48, 755
	営 第	美 総	利	益				6, 381
販	売 費 及 び	一般管	理 費					3, 297
	営	業	利	益				3, 084
営		外 収	益					
	受 取 和	1 息 及	び 配 当	金		337		
	そ	0)		他		76		413
営	業	費	用					
	支	払	利	息		232		
	そ	の		他		110		342
	経	常	利	益				3, 155
特	別	利	益					
	投 資 有		券 売 却	益		301		
	固 定	資 産	売 却	益		40		342
特	別	損	失					
$oxed{oxed}$						_		_
			期 純 利	益				3, 497
	法 人 税	、住民利		税		1,072		
	法 人	税 等	調整	額		32		1, 104
	当 其	甪 純	利	益				2, 393

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ⑩業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成29年4月1日から 平成30年3月31日までの第171期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変 動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第171期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な 不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 川 上 芳 夫 ⑩

監 査 役 福 嶋 邦 雄 邱

監 査 役 庄 籠 一 允 ⑩

監 査 役 志々目 昌 史 ⑩

監 査 役 松 波 寛 ⑩

(注) 監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、 長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来 の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除 く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元に努めてまいります。

第171期期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき22円50銭といたしたく存じます。 この場合の配当総額は342,109,890円となります。 なお、当社は、平成29年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしま した。これにより、当社普通株式1株当たりの年間配当は、株式併合後に換算いたしますと、中間配当 (1株につき22円50銭、株式併合前においては1株につき4円50銭)と合わせまして45円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月29日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、意思決定および業務の迅速化・効率化をはかるため、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補		氏 名 (生年月日)		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数				
1		今 井 惠 一 (昭和25年9月17日生)	平成21年6月 平成23年6月 平成23年7月 平成24年6月 平成25年6月 平成26年6月	当社入社 取締役上席執行役員東京支店長 常務取締役上席執行役員東京支店長 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部 長 取締役兼常務執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部長 取締役社長兼社長執行役員ロジスティクス営業本部長 取締役社長兼社長執行役員 経営統括・物流営業部門管掌 取締役社長兼社長執行役員	10,000株				
		長等を歴任しております	で陸上運送事業 -。平成21年に取 つており、経営者	取締役会長、全社業務総攬(現任) の経験が深く、陸運部長、中央営業部長、東京支店長、ロジスティ 締役就任以来、物流営業部門を中心に当社の経営に携わり、平成2 としての豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから	5年から社長、				
2	2	大 隅 数 (昭和39年8月22日生)	平成25年6月 平成26年10月 平成27年6月	当社入社 執行役員管理本部総合企画部長 上級執行役員管理本部総合企画部長 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌(現任)	2,800株				
		(候補者とした理由) 大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画ループの経営企画業務全般に携わり、平成27年に取締役就任以来、物流営業部門全般を管掌し、平成29ており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取たしました。							

候補者番 号			略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
		平成16年4月	㈱みずほ銀行執行役員丸之内支店長	
		平成17年6月	みずほ信用保証㈱代表取締役社長	
		平成20年6月	当社ロジスティクス営業本部顧問	
		平成20年10月	執行役員ロジスティクス営業本部本部長補佐営業開発担当	
		平成21年6月	常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長(東日本担当)兼開発営業担当	
		平成22年4月	常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長(国内 担当)兼広域営業部長	
	前 原 治 樹	平成23年7月	常務取締役上席執行役員管理本部長	m oo o lub
	(昭和28年2月17日生)	平成24年6月	取締役兼常務執行役員管理本部長	7,300株
3		平成25年6月	取締役兼常務執行役員管理本部長、コンプライアンス・内部統制 担当	
		平成26年6月	取締役兼常務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライ アンス・内部統制担当	
		平成27年6月	取締役兼専務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライ	
			アンス・内部統制担当	
		平成29年6月	取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コ	
			ンプライアンス・内部統制担当(現任)	
	(候補者とした理由)	•		
	柏原治樹氏は、金融機関	劇の執行役員とし	て支店長を経験し、子会社の信用保証会社の社長を務めたのち、当	区成21年に当社
	取締役就任以来、広域営	常業部長、管理本	部長を経て、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部総	充制を担当し、
	平成29年から副社長を新	务めており、経営	営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有している	らことから、引
	き続き取締役の候補者と			
		昭和51年4月	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
			管理本部総合企画部長	
	ます だ ひろ のぶ		執行役員管理本部総合企画部長	
	増 田 裕 宣	平成23年7月		3,600株
4	(昭和27年6月22日生)	平成25年6月	上級執行役員神戸支店長	
			常務執行役員神戸支店長 斯特領土地政教会の長州京大店長(現代)	
	(伝述老し)を理由)	十成29年6月	取締役兼常務執行役員神戸支店長(現任)	
	(候補者とした理由)	と重要の奴除がある	Rく、海外勤務を含む国際輸送部門での勤務経験を経て、総合企画部	7. 抽 一 去 市
			rく、海外勤務を含む国际輸送部門での勤務経練を経て、総合企画 D見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました	
	八 5 47 7 、 豆田 6	*/III/A C /III/A V · A	#元と p し くく ふことかり、打き心で 秋神区や灰田名とくたしよした	-0

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数			
5	松 本 伸 也 (昭和34年8月12日生) 社 外 独立役員	昭和62年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 昭和62年4月 丸の内総合法律事務所入所 平成8年7月 丸の内総合法律事務所パートナー 平成13年6月 ㈱インプレス(現・㈱インプレスホールディングス)社外監査役 (現任) 平成17年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成23年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士(現任) 平成25年6月 大平洋金属㈱社外取締役(現任)	600株			
	(候補者とした理由) 松本伸也氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分 な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。					
6	坪 井 鈴 兒 (昭和25年9月30日生) 社 外 独立役員	昭和49年4月 川崎汽船㈱入社 平成16年3月 同社電力炭グループ長 平成18年6月 ㈱リンコーコーポレーション取締役東京支社営業部長 平成20年6月 同社常務取締役東京支社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成27年6月 同社特別顧問 平成27年6月 当社取締役(現任)	600株			
	(候補者とした理由) 坪井鈴兒氏は、物流会社の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていることから、引き					

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

続き社外取締役の候補者といたしました。

- 2. 松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、社外取締役の候補者であります。 なお、当社は松本伸也および坪井鈴兒の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3. 松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会 委員であります。
- 4. 社外取締役としての適格性があると判断した理由 松本伸也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 5. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で11年、坪井鈴兒氏が社外取締役に就任してから の年数は、本総会終結の時点で3年となります。
- 6. 責任限定契約について

当社と松本伸也および坪井鈴兒の両氏との間では、責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役福嶋邦雄氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。これに伴い、同氏の補欠として監査役1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者真鍋雅信氏は、監査役福嶋邦雄氏の補欠として選任されることになりますので、その 任期は定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	昭和54年4月	当社入社	
	平成20年4月	管理本部財経部長	
ま なべ まさ のぶ	平成21年4月	執行役員管理本部財経部長	
事	平成22年6月	取締役上席執行役員管理本部副本部長兼財経部長	5,800株
(昭和29年8月26日生)	平成23年10月	取締役上席執行役員大阪支店長	
新任	平成24年6月	取締役兼常務執行役員大阪支店長	
	平成30年4月	取締役兼常務執行役員(現任)	

(候補者とした理由)

真鍋雅信氏は、営業・管理両部門における幅広い勤務経験を有し、取締役財経部長を経て、平成23年から取締役大阪支店長を務めており、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、監査役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

メ	Ŧ	欄	

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館8階ホール



東京メトロ 東西線・日比谷線 茅場町駅(8番出口直結)

東京メトロ 銀座線・東西線 日本橋駅 (B10出口より徒歩6分)

都営地下鉄 浅草線 日本橋駅 (D2出口より徒歩4分)